

スマート農業で結ぶ地域農業の発展支援事業（令和8年度）

募集要領

令和8年5月29日
福島県農業振興課

第1 目的

スマート農業の導入により、地域の実情に応じた部分作業の受託や共同での活用など、広く地域の農業者がスマート農業の恩恵を享受し、地域農業の維持・発展させていくためのモデルとなる取組を支援する。

第2 補助内容

1 補助対象となる経費

- (1) スマート農業を活用する仕組みづくりや組織の活動等に要する経費
- (2) スマート農業機械等の導入経費

※(1)と(2)の取組は一体的に取り組むものとする。

2 補助対象者

- (1) 農業者で組織する任意組織
- (2) 農業法人
- (3) 農業協同組合
- (4) 農業協同組合の関連会社
- (5) その他、知事が認める組織

※原則として県内に拠点を置く組織及び県内に本店を有する農業法人、会社であること。

3 要件

- (1) 広く地域の農業者がスマート農業の恩恵を享受できるよう地域の農業者が10戸以上参加する取組とすること。
- (2) 持続的な地域農業を実現するモデルとなる取組となるよう参加する農業者の戸数や面積を維持・拡大する取組であること。
- (3) スマート農業の活用や仕組みづくりに当たっては農林事務所（農業振興普及部・農業普及所）の指導を仰ぐこと。

4 補助

- (1) スマート農業を活用する仕組みづくりや組織の活動等に要する経費

補助率：定額

補助上限：1,000千円（1事業実施主体当たり）

- (2) スマート農業機械等の導入経費

補助率：1/2以内（※ただし、活動地域が中山間地域の場合は2/3以内）

補助上限：(1) 及び (2) 合わせて 10,000 千円 (1 事業実施主体当たり)

第3 応募方法

スマート農業で結ぶ地域農業の発展支援事業実施要領第4に基づき行う。

応募に必要な書類及び書類の提出先は以下のとおり。

1 応募書類

(1) 事業実施計画書 (様式第1-1号)

(2) 事業実施計画承認申請書 (様式第1号、様式第2号)

※ 様式第2号については、各市町村にて作成し県へ提出すること。

(3) 添付資料

2 提出先

各市町村

※ 広域団体の場合は各農林事務所農業振興普及部農業振興課 (最寄りの農林事務所)、県域団体の場合は本庁農業振興課。

3 提出方法

原則として電子メールにて提出すること。

4 募集期間

令和8年6月1日 (月) ~令和8年6月26日 (金) 17時まで

※ 農業者から各市町村への申請期限は、県の募集期限を踏まえて各市町村が設定するため、各市町村に確認すること。

第4 事業採択に向けたスケジュール等

1 審査方法

別紙審査基準に基づき、提出された事業計画書を審査し、補助対象者を決定する。

2 スケジュール

審査結果について、令和8年7月10日 (金) 頃に農林事務所に通知する。